

## 2 金融関係

### ア 銀行

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考	
事項名	措置内容等	実施予定期			講ぜられた措置の概要等		
		13年度	14年度	15年度			
長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し （金融庁）	長短分離制度の将来について、また、銀行社債と金融債との間の発行制度のイコールフッティングの観点も踏まえつつ、銀行社債の商品性改善について検討し、結論を得る。	検討	検討	検討	（金融庁） 普通銀行の社債発行の在り方について、実務におけるニーズ等を踏まえ、引き続き金融審議会等で検討を行う。		
信託銀行への投資一任業務の解禁 （金融庁）	平成13年度末までに、信託銀行が「運用」と「管理」が分離された形態においても運用業務が行えるよう、信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁について結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。 （第156国会に法案提出予定）	結論	法案提出	法案成立後公布（16年4月施行予定）	（金融庁） 信託銀行への投資一任契約に係る業務の解禁等の内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）が成立。（平成16年4月1日施行）		
特定融資枠契約（コミットメントライン契約）の借主範囲の拡大 （法務省、金融庁）	a 資金の貸手や借手の利便性を向上させる観点から、平成13年度末までに、特定融資枠契約の借主の範囲を拡大する方向で検討し、所要の措置を講ずる。その検討の際には、資産流動化の基盤整備を進める観点から、S P C（Special Purpose Company：特定目的会社）を対象に含める。 【特定融資枠契約に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第78号）】	措置済（6月施行）					

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 経済的弱者の保護という利息制限法（昭和29年法律第100号）及び出資法（「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、昭和29年法律第195号）の趣旨を踏まえつつ、コミットメント・ライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。			検討・結論	<p>（法務省、金融庁）</p> <p>法務省及び金融庁としては、特定融資枠契約に関する法律の借主の範囲を資本金3億円以下の中小企業等に拡大することの是非について、平成14年度から、関係省庁とも連携をとりながら、ニーズ調査等を実施するなどして検討を行ってきたところである。その結果、中小企業等については一定のニーズは認められたものの、中小企業等の中にもなお慎重な意見もあった上、借主の範囲を経済的弱者である中小企業等に拡大すれば、中小企業等が締結するコミットメントライン契約に係る手数料に利息制限法及び出資法の上限利率による制限が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合法的に高金利を徴求されるおそれがあり、特に、近時、高金利による貸付けが重大な社会問題になっていることからみれば、平成15年7月に成立した貸金業規制法及び出資法の一部改正法（いわゆるヤミ金融対策法）等の高金利貸付け対策の効果等を慎重に見極めながら、借主の範囲を中小企業等に拡大することの是非を判断する必要があること、中小企業以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非についても、例えば、地方公共団体にはコミットメントライン契約を利用したいとのニーズはほとんどないという結果であり、そのニーズの有無を慎重に見極めていく必要があること、等の理由により、現時点で、直ちに、中小企業等に借主の範囲を拡大することは時期尚早であるとの結論に至ったところである。</p> <p>なお、法務省及び金融庁としては、引き続き、中小企業及びそれ以外の地方公共団体等への借主の範囲の拡大の是非に関する検討を行う方針であるが、高金利貸付け対策の効果の見極め等には、なお相当な期間を要することから、検討終了時期等については未定である。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
銀行の営業免許 (金融庁)	新規の参入に対する需給調整規制に係る規定(銀行法第4条第2項第3号)を廃止する。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)				
銀行の信託業務への参入 (金融庁)	普通銀行及び長期信用銀行本体での信託業務への参入について、原則認めることとする。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	措置済 (2月施行)					
「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 (金融庁)	情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を通じて顧客の利便性向上していくためには、金融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。 【金融庁事務ガイドライン(平成14年4月4日)】		措置済 (4月改正)				
法定準備金の減少に係る規制の緩和 (金融庁)	銀行については、法定準備金の減少に際しての債権者保護手続について、合併(銀行法第33条)や会社分割(同第33条の2)の場合と同様に、預金者等への個別の催告を不要とすることについて検討し、結論を得る。		検討開始	検討・結論	(金融庁) 今後予定されている電子公告に係る商法改正により、株式会社における法定準備金の取崩しの際の個別催告の手続きについても対応が行われるものと承知している。		
銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し (金融庁)	銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など)を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン(平成14年4月4日)】	結論	措置済 (4月改正)				
従属業務と金融関連業務の兼営 (金融庁)	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)				
従属性会社の収入依存度の規制緩和 (金融庁)	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属性会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示第34、36、38号】	結論	措置済 (4月施行)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
銀行の子会社等の業務範囲の拡大 (金融庁)	<p>利用者ニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号) 銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件(平成14年金融庁告示第33号)】</p> <p>また、保険代理店業務の追加の可能性について引き続き検討する。</p> <p>【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第57号)】</p>	結論  検討	措置済 (4月施行)  措置済 (10月施行)				
銀行代理店の設置に係る規制緩和 (金融庁)	<p>法人が銀行の代理店になる際のいわゆる100%子会社規制及び專業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号) 銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件】(平成14年金融庁告示第33号)】</p>		措置済 (4月施行)				
銀行の法人代理店に係る店舗規制 (金融庁)	<p>銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <p>【平成14年金融庁告示第33号】</p>	結論	措置済 (4月施行)				
代理店の取扱業務に係る規制撤廃 (金融庁)	<p>代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号) 銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件】(平成14年金融庁告示第33号)】</p>	結論	措置済 (4月施行)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等			備考	
事項名	措置内容等	実施予定期						
		13年度	14年度	15年度				
銀行の支店その他の営業所に係る認可制度の見直し（金融庁）	銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)					
代理店主の交代に係る認可制度の見直し（金融庁）	代理店主の交代に伴う代理店設置と廃止に関し、届出事項とする。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)					
店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出（金融庁）	店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)】	結論	措置済 (4月施行)					
店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出（金融庁）	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)】	結論	措置済 (4月施行)					
ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し（金融庁）	利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるよう所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)、銀行法等の一部を改正する法律等の施行に伴う金融、保険関係告示の一括改正告示を定める件】(平成14年金融庁告示第33号)】	結論	措置済 (4月施行)					
天災等による臨時休業に係る公告の見直し（金融庁）	天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)					

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期						
		13年度	14年度	15年度				
21銀行法附則第5条（銀行の証券取引業務に係る認可）の廃止（金融庁）	銀行法附則第5条による内閣総理大臣の認可を廃止する。 【銀行法等の一部を改正する法律（平成13年法律第117号）】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)					
22銀行が信託勘定により所有する一般事業会社の株式に係る規制の見直し（金融庁）  (公正取引委員会)	a 信託銀行が元本補てん契約のない信託に係る信託財産として所有する株式について、1年超所有に課される承認規定（銀行法）については、 )銀行の健全性確保等に留意しつつ、その在り方について引き続き検討し、結論を得る。  )また、当該承認申請に伴う事務負担を軽減する方策について早急に検討を行い、13年中に結論を得、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン（平成14年2月1日）】	検討	検討	検討	(金融庁) 銀行法における銀行及びその子会社の議決権保有規制にかかる信託勘定保有株式等の取扱いについて、銀行の健全性確保の観点から他業禁止が課せられている趣旨等を踏まえ、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年内閣府令第29号、平成16年3月31日公布、平成16年4月1日施行）により、元本補填のある信託勘定と固有勘定である銀行勘定とが合算して議決権保有規制の範囲内となる場合におけるこれらの勘定による株式等の取得を追加した。			
	b 信託勘定で保有する株式について、年金等の運用の自由度を確保する観点から、独占禁止法における株式保有制限全体の中で見直し、所要の措置を講ずる。 【私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第47号）】	結論	措置済 (11月施行)					

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考
事項名	措置内容等	実施予定期			備考	
		13年度	14年度	15年度		
23信託銀行が行う公告における電磁的方法（インターネット）の利用（金融庁、法務省）	信託銀行が行う次の(a)～(c)の公告について、電磁的方法（インターネット）の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (a)定型的信託契約に係る約款変更時の公告 (b)貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告		検討開始	検討・結論	(金融庁、法務省) 信託に係る公告の方法については、今後の商法改正により一般的な株式会社等に対して新たに電子公告が導入される予定であることを踏まえ、貸付信託の募集に係る公告など利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。 (法務省) 信託銀行が行う約款変更等の公告につき電磁的方法を許容するか否かは、当該公告の根拠法令を所管する金融庁において検討すべき事項であり、現段階において、法務省からコメントすべきものではない。なお、株式会社等の電子公告については、「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案」を第159回国会に提出。	
	(c)公益信託について、毎年1回一定の時期に信託事務及び財産の状況を公告（方法については法定されていない）		措置済			
24業態間の相互参入（金融庁）	業態間の相互参入について、現行の持株会社方式・子会社方式のほかに、ユニバーサルバンク方式も視野において、中長期的に検討を行い、結論を得たものから所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討を行う。	13年度以降検討・結論（結論を得たものから逐次措置）			(金融庁) 金融審議会第一部会報告書を踏まえ、銀行への証券仲介業の解禁について所要の制度整備を行うため、第159回国通常国会において証券取引法等の一部を改正する法律案を提出了。 また、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
25個人保証の見直し (法務省)	創業の促進及び再挑戦可能性の確保の観点、我が国の中小企業等の持つ構造的特徴等を踏まえつつ、関係法令を見直し、差押禁止財産・自由財産の範囲を拡大する。			措置（平成15年中予定）	(法務省) 差押禁止財産の範囲の拡大等を内容とする「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第134号)が、平成15年8月1日に公布された(平成16年4月1日施行)。自由財産の範囲の拡大等を内容とする「破産法案」を第159回国会に提出。	
26信託業法における受託財産制限の緩和 (金融庁)	特許権、著作権等の知的財産権を信託業法の信託の対象となる財産に追加することについて検討を行い、結論を得る。			検討・結論、措置予定	(金融庁) 受託可能財産の制限を撤廃し、知的財産権を含めた財産権一般を受託可能財産とするため、「信託業法案」を平成16年3月5日に第159回通常国会に提出済。	
27銀行子会社によるネットワーク上のプリペイドカード事業の解禁 (金融庁)	銀行子会社によるネットワーク上のプリペイド事業を金融関連業務の対象とすることについて検討を行い、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) ネットワーク上のプリペイド事業は、資金決済業務やクレジットカード業務と親近性が高い業務であると認められることから、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年内閣府令第29号、平成16年3月31日公布、平成16年4月1日施行)により金融関連業務に当該業務を追加して銀行の子会社が営めるよう措置をした。	
28銀行における電子マネー業務等の取扱の明確化 (金融庁)	オフラインデビット、電子マネー業務を銀行法上の付随業務とすることについて検討を行い、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 事務ガイドラインを改正(平成16年3月26日実施)し、金融機関が発行主体となる電子マネー業務及びオフラインデビット業務を「その他付随業務」として明確化を図った。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
29自己競落による競落の仕組みの検討 (金融庁)	a 競落対象物件の拡大  銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえたうえで、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。			検討	(金融庁)  銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって、競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨の観点から検討する。	
	b 出資条件の緩和  独禁法11条ガイドライン及び銀行関係事務ガイドラインの改正を受けて、自己競落会社に対して当該親銀行の親会社（持株会社）やグループ会社の出資も認めることについて、所管官庁の解釈を明確化することを検討する。			検討	(金融庁)  出資比率規制（100%出資規制）については、独禁法11条ガイドライン及び銀行関係ガイドラインの改正により、既に規制は存在しない。	
30銀行における電磁的方法による決算公告等の許容 (金融庁)	商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を許容するとともに、平成15年度中に商法改正法案の提出が予定されている「公告一般の電子化」の措置の際にも同様の手当てを行うことについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁)  銀行における公告の方法については、今後の商法改正により一般的な株式会社等に対して新たに電子公告が導入される予定であることを踏まえ、決算公告など利用者の権利関係に影響を及ぼさない公告等に対し、具体的な内容について検討を行う。	
31店舗の営業時間規制の撤廃 (金融庁)	店舗の営業時間規制（午前9時から午後3時まで）を撤廃することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁)  決済機能を担う銀行の休日や営業時間が各銀行毎や各営業所毎に異なることとなれば、為替決済取引等決済システムを混乱させるおそれがあることから規制そのものを撤廃することは困難であるが、設置場所等の特殊事情以外であっても、為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわずに決済システムに支障がないと考えられる出張所については、具体的な内容について検討を行う。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
32出張所（臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の休日に係る規制の緩和（金融庁）	出張所における銀行法上の法定休日以外の日を休日とすることについて規制を緩和することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 決済機能を担う銀行の休日や営業時間が各銀行毎や各営業所毎に異なることとなれば、為替決済取引等決済システムを混乱させるおそれがあることから規制そのものを撤廃することは困難であるが、設置場所等の特殊事情以外であっても、為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわずに決済システムに支障がないと考えられる出張所については、具体的な内容について検討を行う。	
33子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化（金融庁）	銀行子会社における「業務に附帯する業務」の要件の明確化を図ることについて検討し、結論を得る。			検討・結論		

## イ 協同組織金融機関

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
協同組織金融機関（信用金庫等）に係る規制緩和（金融庁）	協同組織金融機関の意義や在り方について、今日的な観点から早急に検討を行い、こうした議論を踏まえて、以下について具体的な論点を整理する。  a 信用金庫等の債券発行 資金調達手段の多様化を図ることにより経営基盤を強め経営効率を高める観点から、信用金庫等協同組織金融機関の債券発行が適切に実施できるよう必要な法的措置を講ずることについて、検討する。	検討（13年度以降）	検討	検討	（金融庁） 協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていることや協同組織金融機関の意義やあり方についての今日的な観点から、以下について検討を行っている。 協同組織金融機関は会員からの自己資本調達が原則であること、また、現在、外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていることを踏まえ、信用金庫の業務運営における債券の発行の必要性等を勘案しつつ検討している。		
	b 信用金庫の卒業生金融制度の見直し  信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。	検討（13年度以降）	検討	検討	（金融庁） 卒業生金融制度は、会員が会員資格の範囲を超えて規模が大きくなった法人等に対して、協同組織性を踏まえ、一定の期間に限り、例外的に取引の継続を認めている信用金庫独自の特例措置である。これを恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難である。		
	c 信用金庫の会員資格の見直し  信用金庫が地域経済において引き続きその役割を發揮する観点から、信用金庫の会員資格の資本金基準を引き上げることについて検討する。	検討（13年度以降）	検討	検討	（金融庁） 中小企業、個人等を専門分野とする協同組織金融機関の設立の趣旨・目的に照らし、会員資格の資本金基準のあり方について検討している。		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期						
		13年度	14年度	15年度				
(金融庁)	d 信用金庫の業務方法書の廃止 信金法に基づく業務方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。	検討（13年度以降）	検討	検討・結論	(金融庁) 業務方法書は、信用金庫及び信用組合が実際にを行う業務についての基本的な内容を定めたものであり、監督の手段として必要なものであるが、協同組織金融機関の特性等に留意しつつ、業務方法書のあり方について廃止も含め、具体的な検討を行う。			
	e 信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先の制限緩和 信用金庫連合会が、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、会員以外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けを行うことを認めることを検討し、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）】	検討	措置済（4月施行）					
協同組織金融機関の発行する優先出資に係る実質優先出資者通知 (金融庁、法務省)	協同組織金融機関の発行する優先出資について、事業年度の開始から6ヶ月を経過した時点での保管振替機関からの実質優先出資者通知を受けられるよう、所要の措置を講ずる。 【証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）】	法案提出	措置済（1月施行）					
信用金庫の会員資格の明確化 (金融庁)	信用金庫の会員資格について、例えば、地区内の法人に勤務し、地区外に住所又は居所を有する従業員が役員に昇格すると会員資格を失うことになるといった不合理を解消するため、平成13年度末までに所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律（平成13年法律第117号）】	法案成立、公布	措置済（4月施行）					
信金中央金庫の行政当局に対する申請手続等の適正化 (金融庁)	全国を地区とする信用金庫連合会の行政当局に対する申請手続等について検討を行い、結論を得、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）】	検討・結論	措置済（4月施行）					

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱いについて （金融庁、厚生労働省、農林水産省）	<p>協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱いについては、商法上の取扱いや協同組織性の特性を踏まえ、関係省庁とも調整を図りながら、所要の措置を講ずる。</p> <p>【農林中央金庫法(平成13年法律第93号)・農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成13年法律第94号)】</p> <p>【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】</p> <p>【水産業協同組合法等の一部を改正する法律(平成14年法律第75号)】</p>	措置済 (1月施行) 法案成立、公布	措置済 (4月施行)	措置済 (1月施行)			
信用金庫の従たる事務所の定款への記載 (金融庁)	<p>協同組織金融機関の従たる事務所の設置等に係る定款変更の認可制については、銀行法第8条に係る認可制度の見直しに併せ、所要の措置を講ずる。</p> <p>【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】</p>	法案成立、公布	措置済 (4月施行)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考	
事項名	措置内容等	実施予定期			講ぜられた措置の概要等		
		13年度	14年度	15年度			
農林中央金庫に係る規制 (農林水産省、金融庁)	<p>農林中央金庫に係る規制について、次のとおり見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 国債等の貸付業務等に係る主務大臣の認可を不要とする。</li> <li>b 有価証券の貸付対象について、国債等(国債・地方債・政府保証債)への限定を廃止する。</li> <li>c 国内における貸出業種等に限定を設けない貸出枠を新設する。</li> <li>d 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和及び金融関連業務の兼営を認める。</li> <li>e 債券の募集又は管理の受託業務並びに担保附社債に関する信託業務の対象先に係る限定を廃止する。</li> <li>f 商法特例法第13条第2項の規定に準じて、農林中央金庫に係る会計監査人の監査報告書の記載事項のうち「取締役の不正行為、法律違反行為等の事実」を除外する。</li> <li>g 総代の議決権について、会員相互間の実質的平等を図るため、複数議決権を導入する。</li> <li>h 総会、総代会に本人が出席できない場合において、会員の意思反映の尊重及びその方法の多様化を図るため、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める。</li> <li>i 信託業務を行うことを認める。</li> </ul> <p>【dのうち、「従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和」については、平成14年金融庁・農林水産省告示第13号、その他の事項については全て農林中央金庫法(平成13年法律第93号)】</p>	一部措置済 (1月施行、告示(3月公布))	措置済 (告示4月施行)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考	
事項名	措置内容等	実施予定期			講ぜられた措置の概要等		
		13年度	14年度	15年度			
農業協同組合及び信用農業協同組合連合会に係る規制 (農林水産省、金融庁)	<p>農業協同組合及び信用事業を行う農業協同組合連合会（以下、本事項において「信連」という。）に係る規制について、次のとおり見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>a 質金・定期積金の会員（組合員）以外の利用分量に係る制限について、会員（組合員）の利用分量の5分の1以内から緩和する。 【農業協同組合法施行令等の一部を改正する政令（平成13年政令第286号）】</p> <p>b 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件を緩和する。 【平成14年金融庁・農林水産省告示第12号】</p> <p>c 信連が設立する協同会社（信用事業子会社）に係る財務諸表等の農林水産大臣への届出を廃止又は簡素化する。 【平成14年農林水産省局長通知（平成14年3月）】</p> <p>d 国債の募集等の業務を新たに実施する場合において、事業の認可を受けた場合については、定款及び信用事業規程の変更に係る認可等を不要とする。 【農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成13年法律第94号）】</p> <p>e 信連及び一定規模以上の農業協同組合における附属明細書の総会での承認を不要とする。 【農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成13年法律第94号）】</p> <p>f 農業協同組合及び信連が国債の募集等の業務で変更が生じた場合の行政庁への届出及び信用事業方法書の届出について事務の簡素化を図る。 【農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（平成13年内閣府・農林水産省令第21号）】</p>	一部措置済 (a, d, e, fについて1月施行、bについて3月告示公布、cについて3月通知)	措置済 (告示4月施行)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
信金法に基づく業務内容方法書の廃止 (金融庁)	信金法に基づく業務内容方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 信金法に基づく業務内容方法書を廃止する方向で、具体的な検討を行う。	
信用金庫における議決権のIT化 (金融庁)	平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、電磁的方法での議決権の行使を認めることについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 信用金庫及び信用金庫連合会についても、電磁的方法による議決権の行使を可能とする方向で、具体的な内容について検討を行う。	
信用金庫における計算書類・定款のIT化 (金融庁)	平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金庫連合会についても、計算書類・定款等の電磁的方法での作成、電磁的記録での備え置きを認めることについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 信用金庫及び信用金庫連合会についても、計算書類・定款等の電磁的方法での作成、電磁的記録での備え置きを可能とする方向で、具体的な内容について検討を行う。	
協金法に基づく業務内容方法書の廃止 (金融庁)	協金法（協同組合による金融事業に関する法律）に基づく業務内容方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 協金法（協同組合による金融事業に関する法律）に基づく業務内容方法書を廃止する方向で、具体的な検討を行う。	

## ウ 証券

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
外国証券会社の取引に係る規制の見直し (金融庁)	外国証券会社の親企業等からの注文に係る「取引一任勘定取引の禁止」の適用除外の範囲の在り方について、立法趣旨を踏まえつつ引き続き検討を行い、平成15年度末までに結論を得る。	検討	検討・結論(16年3月末迄に結論)	(金融庁) 取引一任勘定取引の禁止の適用除外の範囲の在り方について検討を行った結果、証券会社や外国証券会社の親会社等のうち、外国において証券業を営む者からの注文について、適用除外の範囲を拡大するための内閣府令および事務ガイドラインの改正案を作成し、パブリックコメントを実施(平成16年3月29日から4月16日まで)			
有価証券届出書等の記載事項の見直し (金融庁)	上位100名程度の株主の氏名や住所等を記載することとされている有価証券届出書等における株主状況記載基準について、株式公開・上場時における株主状況の多様性等を勘案し、株式公開時におけるこの在り方について検討し、結論を得る。	検討(13年度以降)	検討	検討(16年度結論)	(金融庁) 平成15年12月24日の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において「規制緩和関係項目」として「株主状況」として記載する株主数については、最近株式公開した会社の公開時の株主数を考慮し、上位50名程度とすることとし、また、個人株主の住所については、他の有価証券届出書、有価証券報告書等において記載することとされている「大株主の状況」(上位10名程度)とのバランスをも勘案し、上位10名までの株主に含まれる個人株主を除き、個人株主の住所は「市町村区」までの記載とすることが適切」とされたことを踏まえ、内閣府令の改正を行う予定。		
ストックオプション付与時の届出書及び目論見書記載事項の見直し (金融庁)	自社及び自社の完全子会社の取締役及び使用人を対象とするストックオプションについては、その付与時における有価証券届出書の提出及び目論見書の交付を不要とするよう、所要の措置を講ずる。 【社債等登録法施行令等の一部を改正する政令(平成14年政令第50号)】		措置済(4月施行)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考	
事項名	措置内容等	実施予定期			(法務省)		
		13年度	14年度	15年度			
証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て (法務省)	証券担保等の準拠法は、証券が物権的性格であろうと、債権的性格であろうと、投資家の権利が確認できる帳簿を有するカストディアン（証券を保管する業者）等の所在地の法によるとするなど、法例の特別規定を設けることについて、国際的動向を踏まえて早急に検討し、結論を得る。	検討	検討	検討・結論	ヘーグ国際私法会議における国際的な検討作業に参加し、平成14年12月に条約が成立したので、その条約の批准の要否等を法制審議会において検討中。		
CPのペーパーレス化 (金融庁、法務省)	券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 【短期社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）】	法案成立、公布	措置済（4月施行）				
証券子会社のファイアーウォール規制 (金融庁)	引受有価証券の親法人等への売却制限の緩和について、公正な引受価格の形成等に留意しつつ検討を行い、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる。 【証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第55号）】	結論	措置済（8月施行）				
証券外務員登録の簡素化 (金融庁)	証券外務員登録におけるa外務員の所属する営業所名、b外務員の住所、の記載を不要とするとともに、誓約書等の添付を省略することについて、平成13年度末までに結論を得、可能な限り早期に所要の措置を講ずる。 【行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第152号）】	結論	措置済（2月施行）				
証券決済制度の改革 (金融庁、法務省)	証券決済の迅速化及び確実化を実現するため、社債等について、その無券面化を可能とするとともに、それが階層的に保有される場合について、社債等登録法を廃止し、新たな振替制度を創設する。 【証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）】	法案提出	措置済（1月施行）				
証券投資信託の受益証券の不発行化 (金融庁)	証券投資信託の受益証券については、受益者の権利関係の保護に留意しつつ、流動性の確保や証券決済期間の短縮化への対応などの観点から、券面の不発行化について検討し、所要の措置を講ずる。 【証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律（平成14年法律第65号）】	結論、法案提出	措置済（1月施行）				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期						
		13年度	14年度	15年度				
現物出資型の株価指数連動型上場投資信託の導入（金融庁）	現物出資型の株価指数連動型上場投資信託について、我が国における需要やその商品の有用性、導入に伴う制度面における問題点等について調査の上、導入に向けて検討し、所要の措置を講ずる。 【投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第193号）】	措置済 (6月施行)						
銀行等における投資信託等の窓口販売業務における上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱い制限の撤廃（金融庁）	E TF（株価指数連動型上場投資信託）について、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう、法令上の措置を行う。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第69号）】	政令公布	措置済 (4月施行)					
私募ルールの見直し（金融庁）	a いわゆるプロ私募における適格機関投資家の範囲（プロの範囲）を拡大し、ベンチャーキャピタル、ベンチャーファンド、投資経験のある富裕個人層を含めることについて検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として、「適格機関投資家の範囲の拡大」による私募市場の活性化が必要であるとされた。 これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布）により、所要の措置を講じた（平成15年4月1日施行）。			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考	
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
	b エクイティ性証券の取扱い等について、具体的な検討を開始し、結論を得る。		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として、「エクイティ関連商品に係る適格機関投資家（プロ私募）の適用」が必要であるとされた。 これを踏まえ、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」（平成15年政令第116号、平成15年3月28日公布）により、所要の措置を講じた（平成15年4月1日施行）。		
有価証券届出書の効力発生期間の短縮（金融庁）	a 投資家保護の観点から適当であると認められる場合についての有価証券届出書の効力発生期間の短縮を検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化」として、「組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間の短縮」を図ることが適切であるとされた。 これを踏まえ、平成15年3月31日に企業内容等開示ガイドラインを改正し、効力発生期間の短縮を行った（平成15年4月1日実施）。		
	b EDINET（証券取引法に基づく有価証券届出書等の開示書類に関する電子開示システム）により提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮を検討し、結論を得る。		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化」として、「EDINETにより提出される訂正発行登録書に係る発行登録の効力停止期間の短縮」を図ることが適切であるとされた。 これを踏まえ、平成15年3月31日に企業内容等開示ガイドラインを改正し、効力発生期間の短縮を行った（平成15年4月1日実施）。		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
発行登録制度の利用適格会社の拡大 (金融庁)	発行登録制度の利用適格会社の拡大に当たっては、投資家保護上のディスクロージャー制度の趣旨を十分に踏まえた上で、次の点について検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 a 現在、発行登録制度の利用が認められていない未上場・未登録の外国会社について、未上場・未登録の内国会社同様にその利用を認めること		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化」として、「未上場・未登録外国会社の発行登録制度利用適格要件の拡大」を行うことが適切であるとされた。 これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布）により、所要の措置を講じた（平成15年4月1日施行）。	
	b 株式移転前は発行登録制度の利用が認められていた会社が、株式移転後に新設された持株会社の完全子会社となった場合、新設持株会社についても利用適格を認めること		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として、「新設された持株会社の発行登録制度利用適格要件の緩和」が適切であるとされた。 これを踏まえ、「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布）により、所要の措置を講じた（平成15年4月1日施行）。	
社債の発行登録制度の見直し (金融庁)	a 社債の発行登録制度における発行登録の効力停止期間の短縮  情報技術の発展を考慮し、効力停止期間を短縮することについて、具体的な短縮期間を含めて検討を行い、措置する。		検討・結論	措置予定 (4月)	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「ディスクロージャーに関する手続等の簡素化・迅速化」として、「組込方式の有価証券届出書についての効力発生期間の短縮」を図ることが適切であるとされた。 これを踏まえ、平成15年3月31日に企業内容等開示ガイドラインを改正し、効力発生期間の短縮を行った（平成15年4月1日実施）。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
	b 訂正発行登録書の提出基準の緩和 投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項について、訂正発行登録書の提出基準を緩和する。			検討・結論	(金融庁) 例えば、「取引先金融機関の名称変更」等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすとは考えにくい事項変更については、訂正発行登録書の提出を不要とする等、平成16年度の早期に、訂正発行登録書の提出基準の緩和について措置することとした。	
証券取引法上の強制公開買付規制（3分の1ルール）の見直し（金融庁）	迅速なMBO（Management Buy-Out）等による企業組織の再編を活発化し、新規事業にダイナミックな成長機会を提供する観点から、買付等の後の株式取得者の所有割合が総議決権数の3分の1を超える株式の移動について、強制公開買付規制の見直しを行い、所要の措置を講ずる。少なくとも、担保権の実行等の場合には、ヨーロッパ諸国でも認められているように、公開買付の義務付けは廃止する。			検討・結論 措置済（4月施行）	(金融庁) 平成14年12月16日の金融審議会第一部会報告「証券市場の改革促進」において「経済の活性化に資するディスクロージャー・ルールの整備」として、「公開買付規制の適用除外要件の拡大」が必要であると考えられた。 これを踏まえ、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」（平成15年政令第116号、平成15年3月28日公布）及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（平成15年内閣府令第28号、平成15年3月31日公布）により、所要の措置を講じた（平成15年4月1日施行）。	
証券会社・投資顧問会社・投資信託委託会社の最低資本金の引下げ（金融庁）	顧客資産の分別管理の徹底、投資者保護基金の設立、投資信託委託業者等の顧客からの金銭等の預託受入禁止など、投資家保護の枠組みの整備が整っていることも踏まえ、証券会社、投資信託委託業者、認可投資顧問業者の最低資本金の引下げを行う。			措置	(金融庁) 証券会社、投資信託委託業者の最低資本金の引き下げ等の内容を盛り込んだ証券取引法等の政令の改正を行った。（平成16年政令第9号、平成16年4月1日施行） また、認可投資顧問業者の最低資本金の引き下げについても府令の改正を行った。（平成16年府令第16号、平成16年4月1日施行）	
証券仲介業制度の導入（金融庁）	証券会社と顧客の間を仲介する「証券仲介業制度」について、登録制等の導入、所属証券会社の損害賠償の責任明確化など、法令遵守の確保、投資家保護に十分配慮した上で、導入を図る。（第156回国会に法案提出予定）			法案提出 法案成立後公 布（16年4月施行予定）	(金融庁) 証券仲介業制度等の内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）が成立。（平成16年4月1日施行）	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
取引所のグローバルな展開への対応 (金融庁)	a 取引所取引における海外の証券業者の支店設置義務を見直し、不公正取引の防止に配意しつつ、海外の証券業者が、国内に支店を設置することなく我が国の取引所市場に直接発注することを可能とする制度を整備する。 (第156回国会に法案提出予定)		法案提出	法案成立後公布 (16年4月施行予定)	(金融庁) 取引所取引において、国内に支店を有しない外国証券業者に取引資格を与える等の内容を盛り込んだ証券取引法等の一部を改正する法律(平成15年法律第54号)が成立。(平成16年4月1日施行)	
	b 現行の一律の5%超の株式保有禁止規定を見直し、取引所の公正性・中立性・信頼性の確保に配慮しつつ、持株会社や親子会社形態による証券取引所相互間や、証券取引所と証券先物・金融先物取引所といった間での提携を可能とする。 (第156回国会に法案提出予定)		法案提出	法案成立後公布 (16年4月施行予定)		
証券取引法における「子法人等」の定義の改正 (金融庁)	証券取引法における「子法人等」の定義の見直しを行うことについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 証券取引法における「子法人等」の定義の見直しを行うことについて、親子間の弊害防止に係る規制の趣旨を踏まえて引き続き検討する。	
21証券取引所の板情報の詳細開示 (金融庁)	証券取引所の会員等である証券会社等に対して開示している取引所の板情報の詳細について、一般投資家に対して開示を拡充することを検討する。			検討	(金融庁) 気配数量情報、寄前気配情報、特別気配情報の開示について、従来、上下3本の表示であったものを、上下5本の表示に拡充(平成15年6月30日実施)	
22インサイダー取引規制に係る関連規定の見直し (金融庁)	インターネットの普及を踏まえ、企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、インサイダー取引規制に係る関連規定を見直す。		検討	結論	(金融庁) 企業のタイムリーなディスクロージャーが円滑に行われるよう、インサイダー取引規制の解除要件である「公表」に、上場会社等が証券取引所等の規則で定めるところにより当該証券取引所に通知した重要事実等が、当該証券取引所等においてインターネットを通じてホームページにより公衆縦覧に供されたことを加えた。(証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成15年政令第289号)及び会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(平成15年内閣府令第71号)平成16年2月1日施行)	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
23認可投資顧問業者に係る兼業規制の見直し（金融庁）	認可投資顧問業者が有価証券以外の他の資産に係る運用業務を営めるよう、その兼業規制を見直し、所要の措置を講ずる。 （第156回国会に法案提出予定）		法案提出	法案成立後公布（16年4月施行予定）	（金融庁） 認可投資顧問業者が有価証券以外の他の資産に係る運用業務を営めるよう、証券取引法等の一部を改正する法律（平成15年法律第54号）を提出。（平成15年5月23日成立、平成16年4月1日施行）	
24投資信託の特定資産の範囲拡大（金融庁）	投資事業有限責任組合の持分権を、投資信託及び投資法人に関する法律上の特定資産に追加する。 【投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成14年政令第364号）】		措置済（1月施行）			

## 工 保険

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
保険会社の資産別運用比率規制の見直し（金融庁）	保険会社の資産別運用比率規制については、ソルベンシーマージン（支払余力）比率の適正化などポートフォリオ全体のリスク管理を踏まえた代替する監督手法の構築を図り、平成15年度末までに見直し、所要の措置を講ずる。	結論・措置			<p>（金融庁）</p> <p>金融審議会第二部会中間報告（平成13年6月26日）における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適當である。」との趣旨を踏まえ、監督手法の充実（平成13年9月～オフサイトモニタリング導入）等を図ってきた。</p> <p>資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、保険監督者国際機構（IAIS）において資産運用に関する法的規制が求められていること等から困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った（平成15年内閣府令第62号）など、資産別運用比率規制について見直しを図った（平成15年6月8日施行）。</p>	
保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全（金融庁）	特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討する。	検討開始	検討	検討	<p>（金融庁）</p> <p>特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、引き続き検討を行っている。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施（金融庁）	特別勘定において保険料の受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する。	検討開始	検討	検討	(金融庁) 保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平の観点から適当か、また、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約でありその部分のみ現物資産による直接の受払いを認めることが適當なのか等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。 なお、厚生年金基金の代行返上に際して、保険会社に特例的に現物資産での受払いを認めており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ（平成15年内閣府令第62号。平成15年9月1日施行）	
特別勘定付加対象商品の拡大（金融庁）	特別勘定を付加できる保険商品を拡大すべく法令上の措置を行う。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）】		措置済 (4月施行)			
保険契約移転時における移転単位の見直し（金融庁）	責任準備金の算出基礎が同一である保険契約の全部を包括して移転しなければならないとされている保険契約移転について、保険契約者間（移転する契約者と移転しない契約者）の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営の確保の観点を踏まえ、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、その一部での移転を可能とすることについて検討を行い、結論を得る。		検討開始	検討・結論	(金融庁) 責任準備金の算出基礎が同一である保険契約について一部移転を認めることについて、検討を行っているが、保険契約者間の公平と保険契約者の保護、保険会社の業務の健全な運営のためには、責任準備金の公平な分割について十分な検討が必要であり、引き続き、責任準備金の公平な分割に留意しつつ、検討を行う。	
企業分野の保険に係る事前届出制の在り方（金融庁）	企業分野の保険商品に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地ができる限り残さないものとするなど、保険契約者保護の観点を踏まえつつ、平成13年度中に必要な措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン（平成13年7月6日）】	措置済 (7月改正)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
保険商品審査期間の短縮 (金融庁)	保険商品の審査期間について、認可申請および届出の内容に応じ短期間での審査が可能であるものを類型化し、それらについては現行90日の認可にかかる標準処理期間及び届出にかかる審査期間をそれぞれ60日に短縮し、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン（平成13年3月25日）】 また、保険商品の審査期間の一層の短縮について、引き続き努力する。	措置済 (3月改正)  13年度以降逐次実施		-	(金融庁)  審査期間の上限をさらに短縮することは困難であるが、個々の申請の内容に応じて実質的な審査期間の短縮に努めている。		
保険商品審査基準の透明性確保 (金融庁)	審査基準の透明性の確保を一層図る趣旨から、現在認可申請および届出の際に使用されている「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」について所管官庁と保険会社の間で解釈の相違が生じることのないよう、その項目・記載内容について充実を図る。	逐次実施		-	(金融庁)  「届出内容評価表」や「認可申請内容評価表」の項目、記載内容については逐次見直しを行っており（平成14年3月25日ガイドライン改正）今後も必要に応じて見直しを行っていくこととしている。		
ファイル・アンド・ユース（届出使用制）の導入 (金融庁)	市場の変化に応じたタイムリーな保険商品の販売を可能にするとの観点から、保険契約者保護等の面で問題が少ない商品に関しては、届出後直ちに販売が可能となるファイル・アンド・ユース（届出使用制）の導入、あるいは、特約自由方式の対象範囲の拡大について検討し、結論を得る。		早期に検討開始	検討、結論	(金融庁)  ファイル・アンド・ユースについては、海外でも見直しの動きがあることや、ニーズがないこと等を勘案し導入しないとの結論を得た。また、特約自由方式の対象範囲の拡大については、自動車保険のフリート契約（自ら所有・使用的自動車の保険契約締結台数が10台以上となる契約）における現行対象範囲を拡大することについて、平成16年度中に検討し、結論を得ることとした。		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
保険商品の原則届出制への移行 (金融庁)	平成13年度中に、企業や年金基金に対する保険に加えて、家計向け保険についても、早期の原則届出制への移行に向けて結論を得、所要の措置を講ずるとともに引き続き検討し、結論を得る。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第66号及び平成14年内閣府令第8号）】	一部措置済 (7月施行及び3月施行) 検討	検討・結論		<p>(金融庁) 届出制の対象を大幅に拡大し、企業や年金基金等に対する保険については、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第66号）により原則届出制に移行しており措置済（平成13年7月6日施行）。 また、家計向け保険商品の届出制への移行についても、火災保険は商品内容及び保険料の算出方法が比較的単純なことから、届出制へ移行しても、契約者保護の観点から問題が少ないと認め、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第8号）により届出制に移行済み（平成14年3月25日施行）。 なお、その他の家計向け保険商品は、商品内容及び保険料の算出方法が複雑であるため、契約者保護上十分な審査を行う必要があり、申請手続きの迅速性のみを重視して届出制に移行することは困難であるとの結論を得た。</p>	
企業向け保険商品の普通保険約款の自由化 (金融庁)	現在、外国における事業活動に伴う損害賠償責任保険等ごく一部についてのみ認めていた普通保険約款の自由化について、これを外国又は国際間において使用される他の種類の保険に対しても拡大することについて検討し、所要の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン（平成14年3月25日）】 また、さらなる自由化対象範囲の拡大についても検討する。	措置済 (3月改正)		検討	<p>(金融庁) 国際間取引にかかる普通保険約款を自由化した（平成15年6月30日金融庁事務ガイドライン改正）。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃 (金融庁)	リスク細分型自動車保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃することについて引き続き検討し、結論を得る。	検討	検討・結論		(金融庁) リスク細分型自動車保険における「地域区分」の細分化について検討を行ったところ、車検証上の登録地を基準として地域料率を適用しても、自動車は登録地で事故を起こすとは限らないため、地域を細分化するほど料率算定の合理性が失われ契約者間の公平性が損なわれること、安い保険料を求めて不適正な車検登録が行われること(モラルハザード)を排除する有効な対策がないこと、合理的かつ妥当な細分化した地域料率を算出する手法がないため、ダンピングやチェリーピッキング(損害率の高い地域の契約者に対する引受拒否等)の温床となること、等の弊害があると考えられるため、措置は困難であるとの結論を得た。	
保険業法に基づく申請・届出の電子化 (金融庁)	保険業法における各種の申請・届出の電子化(電子認証制度等を用いた電子メールによる申請・届出を含む)を行う。			措置	(金融庁) 「金融庁電子政府構築計画」及び「金融庁 申請届出手続の電子化推進アクションプラン」に基づき、申請・届出手続の電子化について整備を行っており、アクションプラン記載手続きのうち平成14年の運用開始が行えなかった残りの手続きについて、平成16年3月末に運用開始を行った。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和（金融庁）	<p>銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成15年度中に結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <p>【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第13号）】</p> <p>【保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第57号）】</p>	一部措置済	一部措置済 (10月施行) 検討	結論・措置	<p>(金融庁)</p> <p>「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」（平成13年内閣府令第13号）により、住宅ローン関連の長期火災保険・債務返済支援保険・信用生命保険、海外旅行傷害保険の販売を解禁。（平成13年4月1日施行）</p> <p>さらに、「保険業法の施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成14年内閣府令第57号）により、個人年金保険、財形年金保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。（平成14年10月1日施行）</p> <p>また、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。</p>	
銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し（金融庁） <i>&lt;金融アの再掲&gt;</i>	<p>銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務（銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など）を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。</p> <p>【金融庁事務ガイドライン（平成14年4月4日）】</p>	結論	措置済 (4月改正)			
インターネット等での取引に係る社員の雇用形態の見直し（金融庁）	<p>保険募集において、派遣社員等が活用できるよう、「保険募集に従事する役員又は使用人」の解釈を示した金融庁の「事務ガイドライン」を平成13年中に見直す。</p> <p>【金融庁事務ガイドライン（平成13年3月30日）】</p>	措置済 (平成13年3月改正)				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
インターネットによる保険販売に係る事業方法書の認可基準の明確化（金融庁）	平成13年中に、インターネットによる保険販売の方法に係る内閣総理大臣の認可基準を明確化する。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成13年内閣府令第66号）及び金融庁事務ガイドライン（平成13年7月6日）】	措置済 (7月施行及び改正)					
生・損保会社本体による相互参入の範囲（金融庁）	生・損保会社本体による相互参入の範囲について、現在進んでいる子会社方式の相互参入の定着状況を見つつ、検討する。	13年度以降逐次検討			(金融庁) 生・損保会社の相互参入については、子会社方式や持株会社方式による相互参入、第三分野（疾病、傷害等の保険）についての相互参入が認められているが、本体による相互参入については、 生命保険業と損害保険業のリスク（破綻リスク）を遮断し、保険契約者の保護を図ることが困難になると、 諸外国においても、子会社方式や持株会社方式による相互参入が一般的であり、本体による相互参入は認められていないこと、 保険監督者国際機構（IAIS）においても、「生命保険の事業免許を取得した保険者に、損害保険の事業免許を与えるべきではない。逆の場合も同様である」とされていること、から、措置困難との結論に達した。		
保険会社本体における他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（金融庁）	保険会社本体が他の保険会社のみならず、例えば資金の貸付の代理等、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行うことについて結論を得、所要の措置を講ずる。 (第156回国会に関係法案提出)		法案提出	法案成立後公布・施行	(金融庁) 「保険業法の一部を改正する法律」（平成15年法律第39号）により、他の金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を保険会社の付随業務とし、「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成15年内閣府令第62号）により、具体的な業務代理等の内容として、他の金融業を行う者の資金の貸付の代理・代行、及び投資顧問業者の投資顧問業及び投資一任契約に係る業務に関する書面又は報告書の授受の代行を定めた。（平成15年6月8日施行）		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考	
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
保険会社の子会社等の業務範囲の拡大（金融庁）	<p>保険会社の子会社の業務範囲及び保険持株会社の子会社の承認を受けずに行う業務の範囲については、以下の業務を加えることについて、保険会社グループ全体としてのリスク管理、他業禁止の今日的意義、グループ全体の経営効率化等に留意しつつ、検討を行い、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a　投資信託販売支援業務</li> <li>b　リース業務（範囲拡大）</li> <li>c　緊急アシスタント業務</li> </ul> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第17号）及び金融庁事務ガイドライン（平成14年4月4日）】</p>	結論	措置済 (4月施行 及び4月 改正)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
21保険会社の子会社等が行う「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」との兼営可能業務の拡大（金融庁）	<p>本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかということを個々に検証した上で、「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等が、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務</li> <li>b 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務</li> <li>c 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務</li> <li>d 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務</li> </ul> <p>といった業務を同一の会社で営むことについて検討し、結論を得る。</p>			検討・結論	<p>(金融庁)</p> <p>「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を行う保険会社の子会社等の兼営可能業務について、本業との関連性・親近性や本業の遂行にリスクや支障を及ぼすおそれがないかを個々に検証した結果、</p> <p>規制改革推進3か年計画（再改定）で例示された</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険及び損害の防止・軽減又は損害規模等の評価のための調査・分析・助言業務（保険業法施行規則第56条の2第2項第8号）</li> <li>・ 健康・福祉・医療に関する調査・分析・助言業務（同第9号）</li> <li>・ 保険事故の報告取次、保険契約の相談業務（同第11号）</li> <li>・ 自動車修理業者などの斡旋・紹介業務（同第12号）</li> </ul> <p>総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月22日）で指摘された</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険業に関するプログラムの作成や販売を行う業務、計算受託業務（同第10号）</li> <li>・ 個人の財産形成に関する相談業務（同第30号）</li> <li>・ データ処理業務（同第31号）</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社からの委託を受けて生命保険募集人等が行う特定証券業務を支援する業務（同第5号の4）について、兼業を認めて差しつかないとの結論に達したことから、今後、具体的な措置を講ずることを検討する。</li> </ul>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期						
		13年度	14年度	15年度				
22従属業務と金融関連業務の兼営（金融庁） ＜金融アの再掲＞	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置済 (4月施行)					
23業務範囲規制の適用対象範囲の見直し（金融庁）	保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象から関連法人等を外し、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて引き続き検討を行い、平成14年度末までに結論を得る。 【検討の結果、現行の制度を維持することとした】	検討・結論						
24従属子会社の収入依存度の規制緩和（金融庁） ＜金融アの再掲＞	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示第34号、第36号及び第38号】	結論	措置済 (4月施行)					
25従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大（金融庁）	従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先について、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点を踏まえ、親会社との実質的一体性に留意しながら、子法人等及び関連法人等にまで拡大することとともに、保険代理店についてもこれに加えることについて検討する。			検討	（金融庁） これまで、従属業務子会社の収入依存度規制における収入依存先の拡大について検討を行っているが、福利厚生、物品購入、印刷、製本等の従属業務を営む会社については、保険会社の他業禁止の趣旨やグループとしてのリスク管理の観点から、親会社と実質的一体性を持つものに限って認められているものであり、引き続き、親会社との実質的一体性に留意しつつ、検討を行う。			
26生命保険の構成員契約規制（金融庁）	行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。	検討	検討	検討	（金融庁） 構成員契約規制の在り方については、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期			
		13年度	14年度	15年度	
27保険契約の締結 又は保険募集に 関する禁止行為 についての明確化  (金融庁)	<p>保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、</p> <p>)これまでの事例において蓄積された禁止行為の該当基準について事務ガイドラインの記載をより一層充実させる。 【金融庁事務ガイドライン（平成15年3月）】</p> <p>)今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。</p>		<p>措置済 (3月改正)</p> <p>措置(事例に基づき追記)</p>	<p>(金融庁)</p> <p>-</p> <p>ノーアクションレター制度が活用され、適切な事例が蓄積された場合においては、適宜事務ガイドラインに追記することとしている。</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
28保険募集人等の委託の在り方についての見直し（金融庁）	保険募集に関する所属保険会社の責任や総代理店（保険会社の業務の一部を受託する大型の保険代理店等）が行うことのできる業務範囲、保険募集に関する業務の適切な実施や保険契約者保護の方策等を明確にした上で、保険募集人等の委託の在り方についての見直しを行う。			検討・結論	<p>（金融庁）</p> <p>保険募集人等の委託の在り方の見直し（総代理店制度の導入）について検討を行ったが、</p> <p>保険会社が保険代理店に直接委託するのではなく、総代理店が委託することとした場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険会社が、保険代理店における業務の適切な実施を確保できなくなるおそれがある、</li> <li>・ 保険会社が、自ら委託していない保険代理店の保険募集に関する賠償責任まで負うこととなる、</li> <li>・ 多くの保険代理店を傘下に持つ総代理店は強い販売力を有するようになり、保険会社のコントロールが十分に働くこととなるおそれ、</li> </ul> <p>等の問題があること、</p> <p>また、これらの問題に対応する方法として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総代理店に、保険代理店における業務の適切な実施の確保の責任等を負わせること、</li> <li>・ 総代理店は、保険会社の子会社に限ること、</li> </ul> <p>等が考えられるが、実際にはこうした要件を満たす総代理店は想定し難いこと、</p> <p>更に、保険募集人等の委託について保険会社が外部に委託する具体的なニーズが認められないこと、から、措置困難との結論に達した。</p>	
29損害保険に関する契約者保護制度の見直し（金融庁）	損害保険の特性にも留意しつつ、保険契約者保護というセーフティネットの趣旨を踏まえた上で、損害保険に関する契約者保護制度の見直しについて検討する。			検討	<p>（金融庁）</p> <p>損害保険に関する契約者保護制度の見直しについては、保険契約者の保護の観点を踏まえながら、引き続き検討を行っている。（平成16年1月より金融審議会での検討を開始）</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
30生命保険募集人登録、変更等の届出の簡素化（金融庁）	<p>生命保険募集人登録および変更等の届出に關し、以下に簡素化することについて、所要の措置を講ずる。</p> <p>募集人が所属する事務所の記載を、全て代理店の「本店」住所の記載とする。</p> <p>代理店の使用人である募集人住所の記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化する。</p> <p>生命保険募集人登録に際して、登録申請者（個人）の住民票の抄本又はこれに代わる書類の提出を不要とする。</p> <p>（第156回国会に關係法案提出）</p>		法案提出（について）、検討（及びについて）	法案成立後公布・施行（について）、早期に結論（及びについて）	<p>（金融庁）</p> <p>法人代理店の使用人である募集人の事務所は、一定の要件を満たす場合には、法人代理店本店若しくは母店の所在地を記載することにより代えることができることとした。[事務ガイドライン（平成15年6月30日改正）]</p> <p>生命保険募集人の登録申請書記載事項を住所から生年月日に簡素化した。[法改正（平成15年6月8日施行）]</p> <p>本人特定のため、住民票の抄本を廃止することは困難であるが、住民票の抄本に代わる書類の範囲を拡大することにより簡素化した。[事務ガイドライン（平成15年6月30日改正）]</p>	
31損害保険代理店等の役員・使用人の届出等の簡素化（金融庁）	<p>損害保険代理店等の役員・使用人についての届出および変更等の届出における住所記載を不要とした上で、本人特定の趣旨の維持から生年月日の記載に簡素化することについて、所要の措置を講ずる。</p> <p>（第156回国会に關係法案提出）</p>		法案提出	法案成立後公布・施行	<p>（金融庁）</p> <p>損害保険代理店等の役員・使用人の変更等届出書記載事項を住所から生年月日に簡素化した。[法改正（平成15年6月8日施行）]</p>	
32損害保険代理店の登録申請の電子化及び行政における登録情報の電子管理（金融庁）	損害保険代理店の登録申請や登録内容の変更届出の電子化を行うとともに、登録情報の電子的管理を実施する。			措置	<p>（金融庁）</p> <p>「金融庁電子政府構築計画」及び「金融庁 申請届出等手続の電子化推進アクションプラン」に基づき、申請・届出手続の電子化について整備を行っており、平成16年3月末に運用開始を行った。</p> <p>行政庁内部における登録情報の電子的管理についても、平成16年度中を目途に実施すべく体制の整備を行った。</p>	
33保険会社の外貨調達原則自由化（金融庁）	<p>保険会社の保有資産全体での効率的運用を促進する観点から、保険会社のリスク管理の進展を踏まえつつ、外貨調達に関する規制を廃止する。</p> <p>【金融庁事務ガイドライン（平成13年7月6日）】</p>	措置済（7月改正）				

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考		
事項名	措置内容等	実施予定期					
		13年度	14年度	15年度			
34地震保険の料率の在り方 (金融庁)	国民の自助努力を支援するとともに地震保険の普及を促進する観点から、住宅の耐震性能を保険料率に一層反映させることについて検討を行い、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成13年金融庁告示第50号】	措置済 (5月施行)					

## 才 その他

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
信託業規制の見直し(信託会社の一般事業法人への解禁)(金融庁)	信託会社の参入基準や行為規制を整備し、信託会社を解禁することについて検討を行い、結論を得る。 また、信託銀行は金融機関及び商工中金に信託代理店を出すことが認められているが、信託会社についてもこれを認めることについて検討を行い、結論を得る。	検討	検討	検討・結論、措置予定	(金融庁) 参入基準や行為規制等を整備し、金融機関以外の者による信託業への参入を可能とともに、信託会社等が信託契約代理店を設けて信託サービスを提供することを可能とするため、「信託業法案」を平成16年3月5日に第159回通常国会に提出済。	
発行保証金として供託した有価証券の差し替え要件の緩和(金融庁、法務省)	償還期限前の供託有価証券に係る発行保証金の差し替えについて、前払式証票の購入者保護上あるいは承認手続等法令の執行上問題が生じないか等を勘案しつつ検討を行い、結論を得、所要の措置を講ずる。 【投資顧問業者営業保証金規則等の一部を改正する命令(平成15年内閣府令第1号)】	結論	措置済(1月施行)			
外為関係の諸報告(財務省)	外為関係の諸報告の電子媒体化について、結論を得、所要の措置を講ずる。 【外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成14年財務省令第43号)】	結論	省令公布(7月)	措置(17年1月施行予定)	(財務省) 外為法に基づく報告手続等の電子化については、平成15年3月28日より一部について実施したほか、日本銀行経由の報告手続については、平成15年7月18日に、同行のホームページにおいて、オンラインシステムの仕様等を公開する等、平成17年1月の実施に向けて所要の措置を講じた。	
対外支払手段の売買等の報告の廃止、簡素化(財務省)	外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項第3号に基づく対外支払い手段の売買等の報告の廃止など外国為替関連報告手続の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。 【外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成14年財務省令第43号)】	結論	省令公布(7月)	措置(17年1月施行予定)	(財務省) 外国為替及び外国貿易法第55条の3第1項第3号に基づく対外支払手段の売買等の報告については、平成17年1月より発生、変更、消滅の報告様式を統合、電子報告の実施のため所要の措置を講じた。	
貿易外支払、受取に係る報告下限金額(財務省)	改正外為法における新報告制度の下で、報告実績を十分に蓄積し、国際収支統計の制度を維持しつつ、報告下限金の引上げが可能かどうか検討し、所要の措置を講ずる。 【外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成14年財務省令第43号)】	結論	省令公布(7月)	措置(4月施行予定)	(財務省) 平成15年4月1日以降の報告分から、報告下限金額を500万円相当額から3,000万円相当額に引き上げる措置を講じた。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考	
事 項 名	措 置 内 容 等	実 施 予 定 時 期				
		13年度	14年度	15年度		
国別対外債権残高報告書のOCR用紙による報告義務付けの廃止 (財務省)	<p>特別国際金融取引勘定承認金融機関が、外国為替及び外国貿易法第55条の7等に基づき、作成・提出することとされている四半期ごとの非居住者に対する国籍及び所在国別の債権残高の状況に係る「国別対外債権残高報告書」について、OCR(Optical Character Reader：光学式文字読み取り)用紙による作成の廃止を検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成14年財務省令第43号)】</p>	結論	措置済(7月施行)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
対内直接投資等に係る事前届出業種 (財務省、事業所管官庁)	<p>対内直接投資等に係る事前届出業種につき、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、O E C D 資本移動自由化コードの我が国外資規制各業種を再検討し、平成15年度(2003年度)を目途に安全保障理由等以外の外資参入規制を最小限に抑えることを目指して、一層の自由化を促進する。</p> <p>また、安全保障等関連業種については、O E C D 資本移動自由化コードにおいても規制が認められているものであるが、その対応につき検討を進め、結論を得る。</p>	諸外国との交渉状況等を踏まえ、逐次検討	結論		<p>(財務省、事業所管官庁)</p> <p>対内直接投資等の事前届出業種については、平成14年に関連告示の改正を行い、従来からある事後報告業種を列挙したリストに加え、事前届出業種を列挙したリストを追加し、一層の自由化を促進する環境づくりを行った。</p> <p>このような中、電気通信事業については、累次の電気通信事業法の改正の結果、一律の外資規制の撤廃等の自由化を行い、現在は、安全保障理由等必要最小限度の規制のみとなっている。更に、外為法においては、従来は自ら回線設備を設置して電気通信役務を提供する第一種電気通信事業についてはすべて事前届出の対象であったが、登録を受けるべき電気通信事業(一定規模以上の回線設備を設置して電気通信役務を提供する事業)のみに事前届出を限定することとした(16年4月より実施)。また、信書送達業については、平成15年4月より施行された民間事業者による信書の送達に関する法律に規定される一般信書便事業及び特定信書便事業について事後報告業種として外資規制を行わないこととしている。</p> <p>今後も、引き続き、諸外国との交渉状況や諸外国の外資参入規制等との関係を踏まえ、社会経済情勢に配慮しつつ、事前届出業種の自由化の促進に努める。</p>	
特定社債の引受けに係る債務保証についての大口信用供与規制の緩和 (金融庁)	<p>信用保証協会が引き受ける中小企業者の発行する特定社債の債務保証について、大口信用供与規制の趣旨に留意しつつ、「同一人に対する信用の供与等」から除外することについて検討し、所要の措置を講ずる。</p> <p>【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令第17号)】</p>	結論	措置済 (4月施行)			

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考	
事項名	措置内容等	実施予定期			講ぜられた措置の概要等		
		13年度	14年度	15年度			
債権流動化の基盤整備のための法例第12条の特別規定の導入（法務省）	国際的な統一ルールとして譲渡人住所地法による考えが定着しつつあることにもかんがみ、債権流動化の基盤整備を進める観点から、国際的な動向を踏まえつつ、法例第12条の特別規定を設けることについて引き続き検討を行い、結論を得る。	検討	検討	検討・結論	(法務省) 法例第12条を含む法例全体の見直しを、国際的動向にも留意しつつ、法制審議会において検討中。		
債権回収会社（サービスサー）の取扱債権の範囲の見直し（法務省）	債権回収会社のユーザーの利便性を高め、また、債権回収会社の機能を強化し金融再生を図る観点から、平成13年度末までに、債権回収会社の取扱債権の範囲について、制限の撤廃をも含めて見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成13年法律第56号）】	措置済 (9月施行)					
資産流動化計画書の記載、業務開始届出に係る添付書類に関する弾力化・簡略化（金融庁）	資産流動化を促進する観点から、資産流動化計画書、業務開始届出に係る添付書類の弾力化・簡略化を図ることについて所要の措置を講ずるとともに、引き続き検討する。 また、届出実務が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な具体的措置の検討を行う。 【資産の流動化に関する法律施行規則（平成14年12月内閣府令第85号）】		一部措置済 (12月施行)	検討	(金融庁) 実務上提出を求めている請負契約書以外に、特定目的会社が業務を開始する時点において存在しない不動産を、当該特定目的会社が将来確実に取得することを担保できるような契約書等の提出が可能かどうかについて調査を行う。		
特定目的会社の借入先の拡大（金融庁）	適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討する。			検討	(金融庁) 要望主体に対してヒアリングを実施し、具体的なニーズの調査を行う予定。		
特定債権等に係る事業の規制に関する法律の見直し（経済産業省、金融庁）	特定債権等に係る事業の規制に関する法律について、投資家保護の観点も踏まえつつ、その必要性、在り方について引き続き検討し、結論を得る。	検討	検討	検討・結論	(金融庁、経済産業省) 特定債権法の必要性、在り方について、検討を行った結果、平成16年3月5日に第159回通常国会へ提出した「信託業法案」において、同法を廃止することとした。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考	
事項名	措置内容等	実施予定期			講ぜられた措置の概要等		
		13年度	14年度	15年度			
消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得 (経済産業省、金融庁)	書面によることとされている消費者信用情報の利用に関する消費者の同意取得の在り方について、個人情報保護に関する基本法制との整合性に留意しつつ、引き続き検討する。	検討	検討	検討	(金融庁) 金融分野における個人情報保護の在り方について、個人情報保護法との整合性に配慮しつつ、金融審議会で審議しているところ。 (経済産業省) 「書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(平成12年法律第126号)」により割賦販売法の書面の電子化を可能とした際、これに併せ、同意取得についても電子媒体によることを可能とした。		
貸金業に係る規制に関する実態調査の実施 (金融庁)	貸金業に係る規制については、個人と法人、例えば上場企業を同一に扱う必要性、貸金業者が交付する書面の電子化の実現可能性、流動化の際ににおける通知義務の緩和の可能性、等について、実態調査を行う。		措置済 (3月調査済)				
貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和 (金融庁)	平成14年度において行われた貸金業に係る規制に関する実態調査を踏まえて、貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について検討を行う。			検討	(金融庁) 貸金業者からの債権譲受に伴う書面交付義務の緩和の可能性について引き続き検討を行う。		
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省)	産業構造審議会割賦販売分科会中間報告(平成14年12月)における提言の内容を踏まえて、銀行によるリボルビング方式及び総合方式のクレジットカード事業について、実現のための措置を講ずる。		結論	措置 (16年4月措置予定)	(経済産業省) 産業構造審議会割賦販売分科会クレジット産業小委員会において、平成16年4月には、銀行によるリボルビング方式及び総合方式の割賦購入あっせんが実現されるべきとの報告を受け、平成16年4月から当該業務を行う銀行について割賦販売法第31条の割賦購入あっせん業者の登録を開始。		
投資主総会の開催手続きの緩和 (金融庁)	投資主総会の招集のために行う会日から2ヶ月前の公告の義務については、投資主の権利保護を踏まえた上で、これを行わなくとも投資主総会が開催できるよう、所要の措置を講ずる。 【商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第45号)】		法案成立、公布	措置 (4月施行予定)	(金融庁) 投資主総会の開催手続きの緩和等の内容を盛り込んだ商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成14年法律第45号)が成立。(平成15年4月1日施行)		

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容				講ぜられた措置の概要等	備考	
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
商品投資販売業者の許可要件の緩和 (金融庁、農林水産省、経済産業省)	複数の役員・使用人が商品ファンド等の実績を持つことなどを求めている商品投資販売業者の許可要件の緩和について検討する。			検討	(金融庁・農林水産省・経済産業省) 映画等の製作に係る資金調達の円滑化を図る観点から、指定物品に係る商品投資に関する商品投資販売業について、許可要件のうち「3年以上の業務経験」を緩和した(商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の一部を改正する命令(内閣府、農林水産省、経済産業省令第1号) 平成16年3月31日施行)	
商品投資販売業者の「中間業務報告書」の提出廃止 (金融庁、農林水産省、経済産業省)	商品投資販売業者に義務付けている主務大臣への「中間業務報告書」の提出を廃止する。			早期に措置	(金融庁・農林水産省・経済産業省) 商品投資販売業者の「中間業務報告書」の提出を廃止した(商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令の一部を改正する命令(内閣府、農林水産省、経済産業省令第1号) 平成16年3月31日施行)	
21商品ファンドにおける顧客への交付書面記載事項等の簡素化 (金融庁、農林水産省、経済産業省)	商品投資販売業者が顧客へ交付する書面に関する以下の簡素化について検討し、結論を得る。  (a) 追加型商品ファンドにおいて、同一ファンドを追加購入する場合は、変更内容のみ交付することの要・不要の確認を投資家よりとることにより、交付義務を軽減する。 (b) いわゆる「契約成立前交付書面」の記載事項中、顧客から出資された財産又は信託財産の運用形態が積極運用型の場合における「予想される損失の範囲」を撤廃する。 (c) いわゆる「契約成立前交付書面」に使用する文字の大きさ、色、表示方法等の規制を撤廃する。 (d) いわゆる「契約成立時交付書面」の記載事項を簡素化する。			検討・結論 検討・結論 検討・結論 検討・結論	(金融庁・農林水産省・経済産業省)  (a) 追加型の商品ファンドに関しては、省略することのできる内容及び投資家への確認方法を精査の上、交付義務の軽減を図った(商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令(内閣府、経済産業省令第2号) 平成16年3月31日施行) (b) 「契約成立前交付書面」の記載事項のうち、「予想される損失の範囲」を削除することは、法目的である投資家保護の観点から困難との結論を得た。 (c) 「契約成立前交付書面」に使用する文字の色についての制限を撤廃した(商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令(内閣府、経済産業省令第2号) 平成16年3月31日施行) (d) 「契約成立時交付書面」の記載事項を見直し、簡素化が可能な項目を削除した(商品投資販売業者の業務に関する命令の一部を改正する命令(内閣府、経済産業省令第2号) 平成16年3月31日施行)	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容			講ぜられた措置の概要等			備考
事項名	措置内容等	実施予定期				
		13年度	14年度	15年度		
22国税の納税 (財務省)	国税の納税は、現在、日本銀行代理店等である民間金融機関において行うことはできることとされているが、納税者の利便の向上を図るため、既に行われている口座振替に加え、ATMやパソコン、携帯電話を使った納税を可能とするよう、所要の措置を講ずる。			措置	(財務省) 国税の納税については、ATMやパソコン、携帯電話を使った納付を可能とするためのシステム整備、運用を開始した(平成16年3月22日運用開始)。	
23地方税の納税 (総務省)	地方税の納税は、現在、民間金融機関において行うことはできることとされているが、納税者の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア等においても納税を可能とするよう、所要の措置を講ずる。			措置	(総務省) 地方自治法施行令第158条の2により、コンビニエンスストア等の私人が地方税の収納事務を取り扱うこととした。(平成15年4月1日施行)	
24国民年金保険料の納付 (厚生労働省)	a 国民年金保険料の納付は、現在、民間金融機関においては行うことができることとされているが、国民の利便の向上を図るため、コンビニエンスストアにおいても納付を可能とするよう、所要の措置を講ずる。			措置	(厚生労働省) 国民年金法施行規則第72条により、コンビニエンスストアを納付受託機関として指定し、国民年金保険料の納付を可能とした(平成16年2月1日以降に発行された納付書にはコンビニ収納用バーコードを印刷)。 (平成16年2月1日施行)	
	b 既に行われている口座振替に加え、ATMやパソコン、携帯電話を使った納付を可能とするよう、所要の措置を講ずる。			16年度当初に措置	(厚生労働省) 既に行われている口座振替に加え、平成16年度当初にATMやパソコン、携帯電話を使った納付が可能となるようにする。	
25恩給の支払 (総務省)	恩給の支払事務は、現在、郵便局で行われているが、恩給受給者の利便の向上のため、支払事務と併せ行われている窓口相談・債権管理事務が円滑に行われるための条件整備を始めとして、支払事務を民間金融機関においても行うことができるよう、検討し、結論を得る。			速やかに検討、16年度までに結論	(総務省) 規制改革推進3か年計画（再改定）における決定内容を踏まえ、平成16年度末を目指して検討中	